

# 信州大学学生アルバイト制限職種基準

令和2年1月16日改正  
信州大学学生総合支援センター

本学において、学生にとって好ましくないと考えられる下表の職種等のアルバイトについては取り扱わないこととする。

	具体例	理由及び参照事項
教育的にふさわしくないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バー、キャバレー、クラブ、キャバクラ、パチンコ、雀荘等の風俗営業の業務</li> <li>・マッサージ等の濃厚な接触が伴う業務</li> <li>・酒席での接待業務</li> <li>・競馬、競輪場等、ギャンブル場内(サテライトを含む)での業務</li> <li>・選挙の応援に関する一切の業務</li> <li>・街頭でのチラシ配り、投函、ポスター貼り業務</li> <li>・不特定多数を対象とした街頭調査、訪問調査、電話調査業務</li> <li>・訪問販売、勧誘、集金等の業務</li> <li>・深夜(午後10時以降)の業務</li> <li>・お祭り、イベントにおける屋台等での販売業務</li> </ul>	<p>教育的にふさわしくない。</p> <p>教育的にふさわしくない。</p> <p>教育的にふさわしくない。</p> <p>トラブルの原因となることが多い。</p> <p>大学としては、特定の政党・候補者を応援することは望まない。</p> <p>内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。</p> <p>相手側の了解を得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。</p> <p>相手側の了解を得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。</p> <p>教育的にふさわしくない。</p> <p>勤務時間、条件が不明瞭であり、帰宅が深夜になる可能性が高い。</p>
危険を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレス、ボール盤、旋盤、断裁機等の自動機械の操作業務</li> <li>・高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い業務(助手も含む)</li> <li>・自動車及びバイク等の運転業務</li> <li>・線路、交通の頻繁な道路上での作業(測量・白線引き・交通整理等)</li> <li>・土木、水道工事、建物建設等の現場作業</li> <li>・2階以上の高所での作業(窓ふき、器具の取り付け等)</li> <li>・警備員(会場整理・誘導・受付業務は除く)</li> </ul>	<p>危険・事故が伴う。</p> <p>免許を必要とし、高度の危険度がある。</p> <p>事故に遭遇した場合、経済的・精神的負担が重く刑事責任まで負う可能性がある。</p> <p>危険度が高い。</p> <p>危険度が高い。</p> <p>転落等の危険度が高い。</p> <p>危険度が高い。</p>
人体に有害なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬・劇薬等、人体に有害な薬物の取扱い(メッキ作業、白蟻駆除、塗装作業)</li> <li>・高温・低温の作業、塵埃、粉末、有毒ガス、騒音の著しい中での作業</li> <li>・長期継続の早朝・深夜作業</li> </ul>	<p>健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。</p>
法令に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働紛争に介入する恐れのあるもの</li> <li>・営利職業のあっ旋業者への仲介あっ旋(家庭教師等を派遣する事業主への紹介を含む)</li> <li>・マルチ・ネズミ講商法に関するもの</li> <li>・出来高払い(一定額の賃金保証のないもの)</li> <li>・募集・採用を男女別等に設定し、性別等により異なる条件のあるもの</li> </ul>	<p>職業安定法第20条参照</p> <p>職業安定法第20条参照</p> <p>無限連鎖講の防止に関する法律参照</p> <p>労働基準法第27条参照</p> <p>男女雇用機会均等法参照</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳指導員、水泳監視員、ベビーシッター等</li> <li>・労働条件が不明確なもの</li> <li>・人員の限定を条件とするもの</li> <li>・宗教の布教にかかわる活動に関するもの</li> <li>・登録制のもの、または人材派遣事業に類するもの</li> <li>・個人宅での家庭教師</li> <li>・個人からの依頼によるもの</li> <li>・学生を紹介しても採否の連絡がなかったり、正当な理由がなく採用されないことがしばしば繰り返されるもの</li> <li>・賃金の不払い等の不当行為を行ったもの</li> <li>・その他、学生にふさわしくないと判断されるもの</li> </ul>	<p>人命にかかわることが予想される。</p> <p>賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払方法等に関することが明記されていないもの。</p> <p>10人採用募集中1人でもかけると他の9人を不採用とするもの。</p> <p>学内で特定宗教の布教が行われる恐れがある。</p> <p>本学での管理が不可能であり、トラブルの原因となることが多い。</p> <p>教えるノウハウを有しておらず、トラブルの原因となることが多い。</p> <p>保障がないため</p>